

KOBE

ソーシャルビジネスマーク



—平成26年度 申請受付のご案内—

●目的

現在、顕著化しているさまざまな社会的課題に対して、NPOや事業者の方々が事業性を確保しつつ継続的に解決していこうとする取組みである「ソーシャルビジネス」が注目されています。

神戸市では、平成24年度より市内において先進的に実施されているソーシャルビジネスを認証する「KOBEソーシャルビジネスマーク認証」制度を実施し、これらの事業を広く紹介することで、神戸市内におけるソーシャルビジネスを推進しています。

●申請受付

平成26年6月2日（月）から7月31日（木）17時必着

※提案会の開催等については、9月を予定しています。

●対象事業

主として神戸市内において実施されているソーシャルビジネス（社会課題の解決に向けて自立的・持続的に提供されている事業（事業収入だけでなく寄附収入とあわせて事業の継続性を確保している場合も含まれます。））で、下記の①又は②の事業。

- ①スタートアップ事業：事業開始から概ね3年が経過し、今後成長が期待される事業
- ②モデル事業：ビジネスモデルとして確立され安定的に取り組まれている事業

※宗教の布教、政治的活動などを目的とした事業は除きます。

●対象団体

神戸市内においてソーシャルビジネスに取り組むNPO法人、企業（株式会社など）、任意団体、個人など。

※組織の形態、所在地（または住所）は問いません。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係のある団体は対象外

◆認証のメリット◆

『共通（スタートアップ事業・モデル事業）』

- ・KOBE ソーシャルビジネスマークをチラシやホームページ等において使用できます。
- ・認証団体の活動・取組みを神戸市が発行する『協働と参画のプラットホーム通信』（年4回各26,500部）や神戸市のホームページ等で紹介します。
- ・認証式において事業内容を発表していただき、選考委員からのアドバイスを受けられます。

『スタートアップ事業のみ（初年度のみ）』

- ・マーク認証事業の発展に必要な経費の助成を受けることができます。
(上限額20万円)
- ・専門家（中間支援機関、金融機関、先輩起業家など）の個別相談を受けることができます。専門家への相談料は神戸市が負担します（15万円を上限）。また、認証団体が希望する専門家を指定することも可能です。

●マーク認証期間

①の事業についてはビジネスマーク認証日から1年間

②の事業についてはビジネスマーク認証日から3年間

※更新手続きにより、ビジネスマーク期間を更新することができます。

(但し、その場合でも審査はあります。)

※認証要件に該当しない事由が発生した場合、取消しや期間短縮する場合があります。

●応募方法

以下の書類を募集期間内に提出してください。

◆申請書(様式第1号)

◆添付資料

①事業計画書(当期) ②収支予算書(当期) ③定款

④事業報告書(過去3年分)

⑤収支決算報告書(過去3年分)

⑥監査報告(過去3年分)

その他PR資料を添付することも可能です。(資料はA4両面3枚を上限とします)

申請書に必要な事項を記入の上、添付書類とともに、下記までご提出ください。

応募書類は、協働と参画のプラットホーム等で配布するほか、インターネットでも下記URLよりダウンロードできます。

<http://www.city.kobe.lg.jp/ward/activate/participate/socialbusiness/index.html>

●申請書提出先

神戸市市民参画推進局参画推進部市民協働推進課

協働と参画のプラットホーム(神戸市役所1号館24階)

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1

TEL: 078-322-6491

FAX: 078-322-6037

e-mail: plat@office.city.kobe.lg.jp

※郵送、FAX、電子メールでの提出は可能です。

必ず電話にて申請書類を送付した旨、お知らせください。

※持参の場合、お越しになる日時をあらかじめ電話でお知らせください。

※提出された申請書類については一切返却いたしません。

提出された申請書類等は、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合があります。

●審査について

①書類による要件審査(1次審査)

②団体ヒアリング等を経て、書類審査及び提案会を経て、外部委員からの「社会変革性」、「共感性」、「革新性」、「波及可能性」、「事業性」等(別表1 KOBE ソーシャルビジネスマーク認証審査基準)に関する意見を尊重し、総合的に考慮して審査します。

(2次審査)

※必要に応じて、事業内容についてのヒアリングや事業所を訪問させていただくことがあります。

●審査結果の発表

審査結果に基づき、KOBE ソーシャルビジネスマーク認証事業を決定し、申請団体へ文書により通知します。

神戸市長 久元 喜造 あて

（申請者）

団体住所	
団体名称	
代表者	印

（連絡先）

住 所	
担当者名	
連 絡 先	電話（ ） — FAX（ ） —
	e-mail

K O B E ソ ー シ ャ ル ビ ジ ネ ス マ ー ク 認 証 応 募 申 請 書

下記の事業においてK O B E ソ ー シ ャ ル ビ ジ ネ ス マ ー ク 認 証 を 受 け たい の で、 関 係 書 類 を 添 えて 申 請 し ます。

記

◆区 分◆ スタートアップ事業 モデル事業

◆事業名称◆

◆添付書類◆
 事業計画書
 収支予算書
 定款
 事業報告書 (過去3年分)
 収支決算報告書 (過去3年分)
 監査報告 (過去3年分)

1. 団体概要

(1) 団体

ふりがな 団体名称	
ふりがな 代表者氏名	
住 所	
連 絡 先	電話 () - FAX () - e-mail
ホームページ	http://
設 立	年 月
構 成 員	従業員 (有給常勤スタッフ) 人 有償ボランティア 人 無償ボランティア 人 社会的弱者 (障がい者や高齢者など) の雇用について、 <input type="checkbox"/> 積極的に行っている。 <input type="checkbox"/> 少数だが行っている。 <input type="checkbox"/> 現在まだないが計画がある。(年 月雇用予定) <input type="checkbox"/> 計画はない。

※団体の活動歴等は、別添資料にてアピールしてください。

(2) 代表者の略歴

ふりがな 氏 名 :	年 月 日生まれ (歳)
年 月	勤務先・役職等
資 格 等	

2. 事業概要 ※以下の項目については、記載内容に応じてスペースを調整してください。

(1)事業の目的

(事業を行う目的や意義について記入してください。)

(2)事業の受益者及びニーズ

(取り組むべき地域課題や社会課題の現状〔課題の原因や背景、何がどの程度の状態なのか等〕を含めて記入してください。)

(3)事業内容

(事業手法などについて記入してください。事業スキーム図を添付してください。)

(4)事業により見込まれる効果

(事業を実施することにより、現状をどのように変えようと考えているのか。また、市民や地域にどのような成果を生み出すのかなどをご記入ください。)

(5)これまでの活動歴

(6)協力者・支援者

(市民や企業及び専門家など)

(7) 申請事業に関する収支状況

		平成25年度	平成24年度	平成23年度
収 入	事業収入			
	寄附金			
	その他 ()			
	合計			
支出				
事業収支				
出資金				

3. 申請事業に関する今後の展開（予定）

(1) 事業内容

（具体的な事業内容、人材の確保・育成方法等についてご記入ください。）

(2) 収支見通し

		平成26年度	主な内訳	平成27年度	主な内訳
収 入	事業収入				
	寄附金				
	その他 ()				
	合計				
支出					
事業収支					
出資金					

4. 情報公開について

(WEB で公開されている情報についてチェックをいれ、必要事項に加筆してください。)

WEB サイト URL <http://>.....

最終更新年月日 (年 月 日)

- 事業報告書 (過去 年分) 決算書 (過去 年分)
- 監査報告書 (過去 年分) 予算書・事業計画書・定款・役員名簿
- 役員報酬規程・職員給与規定
- 役員報酬総額及び報酬を受けている役員の員数
- 職員給与の総額、職員の員数及び職員の平均年齢

5. 会計監査について

(会計処理について適正な監査を行っていますか。)

- 公認会計士又は監査法人による監査を受け、監査報告を受けている
- 外部の監事又は監査役による監査を受け、監査報告を受けている
- 内部の監査を受け、監査報告を受けている
- 上記の監査を受けているが、一部改善が必要な監査意見が付与されている
- 監査を行っていない

6. 法令順守について

(該当する項目にチェックを入れてください。)

- 当該事業が法令に反し、又は公序良俗に反しないか。
- 事業実施に必要な法令上の許可、免許等は得られているか。
- 適正な税務処理が行われているか。
- 社会保険、その他法令に定められた労働環境が整えられているか。
- 当該事業又は実施団体に対して監督官庁等から法令に基づく業務改善命令等を受けていないか。
- 当該事業又は実施団体に暴力団等が関与していないか。
- 当該事業又は実施団体が宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものではないか。
- 当該事業又は実施団体が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものではないか。
- 当該事業又は実施団体が特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないか。

K O B E ソ ー シ ャ ル ビ ジ ネ ス マ ー ク 認 証 に 関 す る 要 綱

平成 24 年 8 月 13 日

市民参画推進局長決定

最終改正 平成 25 年 12 月 2 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、現在、顕著化しているさまざまな社会的課題に対して、NPO や事業者の方々が事業性を確保しつつ継続的に解決していこうとする取組みである「ソーシャルビジネス」の中で、神戸市内で先進的に実施されている事業を認証する「K O B E ソ ー シ ャ ル ビ ジ ネ ス マ ー ク 認 証」制度を実施し、これらの事業を広く紹介することで神戸市におけるソーシャルビジネスの推進を図ることを目的とする。

(事業の応募)

第 2 条 K O B E ソ ー シ ャ ル ビ ジ ネ ス マ ー ク 認 証 に 応 募 し よ う と す る も の は、「K O B E ソ ー シ ャ ル ビ ジ ネ ス マ ー ク 認 証 応 募 申 請 書」(様式第 1 号) その他、市長が必要と認める書類(以下、「申請書類」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請を受けた事業について申請書類による要件審査および申請団体へのヒアリング等を行い、第 3 条第 1 項に定める選考委員会に申請書類等についての意見を述べることができる。

(選考委員会の設置)

第 3 条 市長は、K O B E ソ ー シ ャ ル ビ ジ ネ ス マ ー ク 認 証 を 実 施 す る に あ た り、「K O B E ソ ー シ ャ ル ビ ジ ネ ス マ ー ク 認 証 選 考 委 員 会」(以下、「選考委員会」という。)を設置し、前条第 1 項の申請書類および選考会での説明内容等について、別に定める審査基準に関する意見を述べるができる。選考委員会の設置については別に定める。

2 市長は前項に定める選考委員からの意見を尊重し、別に定める審査基準を総合的に考慮して審査する。

3 市長は前項により審査を行った事業について適否を決定し、申請団体に通知する。

4 前項の適否を決定し通知を行った事業のうち、K O B E ソ ー シ ャ ル ビ ジ ネ ス マ ー ク 認 証 を 受 け た 事 業 を「認証事業」といい、それを行う事業者を「認証事業者」という。

(認証事業種類)

第 4 条 認証事業の種類は以下の各号に記載の 2 種とし、認証事業にのみ使用できる「K O B E ソ ー シ ャ ル ビ ジ ネ ス マ ー ク」の使用方法等については別に定める。

(1) 事業開始から概ね 3 年が経過し、今後成長が期待されている事業

(2) ビジネスモデルとして確立され安定的に取り組まれている事業

(認証期間)

第 5 条 前条の各号に掲げる事業に対する認証期間は以下の各号に記載の年数を限度とする。

(1) 活動開始から概ね 3 年が経過し、今後成長が期待されている事業については認証日から 1 年

(2) ビジネスモデルとして確立され安定的に取り組まれている事業については認証日から 3 年

(認証事業の取消し)

第 6 条 市長は、認証事業が以下の各号の一に該当するときは、認証事業決定の取り消し又は認証期間の短縮を行うことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正の行為により、認証事業決定を受けたとき。

(2) 認証事業の内容が大幅に変更となり、本要綱の目的や別に定める審査基準等に合致しなくなったとき。

(3) 認証事業を行わなくなったとき。

(4) その他、この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 認証事業が前項第3号に該当するときは、認証事業者はその旨を神戸市長に報告しなければならない。

(更新手続き)

第7条 第4条第1号に掲げる認証事業を行う認証事業者が認証事業の更新を希望するときは、別に定める必要書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の書類提出を受けたときは、申請内容について別に定める審査を行い、更新が適切であると認めたときは、認証事業の更新を決定し、認証事業者に通知する。

3 前項により、更新する回数は2回を限度とし、認証する期間は、第5条1号に掲げる期間とする。

(専門家派遣の実施)

第8条 認証事業者が、第4条第1号に掲げる認証事業を実施していくにあたり、専門家を活用し、助言等を受けることにより、事業の順調な発展が見込めるとき、認証事業者は、別に定める手続きを行うことにより専門家の派遣を受けることができる。

2 前条による更新手続きを行った場合において、その認証期間においては特段の理由がある場合を除き、専門家派遣を受けることはできない。

3 市長は、第1項の手続きを受けて専門家を派遣するときは、予算の範囲内において、これにかかる費用を負担することができる。

(専門家の選定、専門家派遣の実施の決定)

第9条 市長は、前条第1項による手続きがあったときは、その内容を審査し、派遣すべきと認めたときは、専門家を選定、派遣する。ただし、市長が必要と認めたときには、複数の専門家を派遣することができる。

2 市長は、専門家の派遣を行う場合において、当該派遣の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(派遣回数・謝金等)

第10条 1 認証事業に対する専門家の派遣は別に定める派遣回数・謝金の額を目安とし、支援の内容に応じて決定する。

(秘密の保持)

第11条 派遣された専門家は、業務上知り得た秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(専門家派遣の報告)

第12条 第8条第1項の手続きにより派遣を行った専門家は別に定める書類を、市長に提出するものとする。

(謝金の支払い)

第13条 市長は、第12条の報告を受けたときは、その内容を確認のうえ、謝金を専門家が指定する金融機関の口座に振り込む。

(成果の普及)

第 14 条 市長は、認証事業についてインターネット等を活用して、市民に情報提供することにより、啓発・広報に努めるものとする。

(免 責)

第 15 条 市長は、認証事業の実施に関して、認証事業者、専門家及び第三者に損害が生じた場合、その責任を負わないものとする。

2 認証事業は神戸市が別に定める審査基準の要件に合致したことにとどまり、認証事業に係る商品やサービスそのものの優位性及び認証事業者の活動の全般の正当性を証明するものではないものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 2 日から施行する。

別表1 KOBEソーシャルビジネスマーク認証審査基準

		必須 ※1	スタート	モデル
①社会変革性	社会課題の解決を目的としているか。	○	○	○
	社会的排除層の雇用を促進しているか。		○	○
②ニーズの明確さ	取り組む社会的課題及び受益者は明確か。		○	○
③共感性	事業に対して多くの協力者、支援者が得られているか。		○	
④革新性	取り組む社会課題又はその解決手法が従来にない新しいものであるか。	○	○	○
⑤手法の合理性	事業によって取り組む社会課題は合理的に解決可能か。	○	○	
⑥成果の度合い	事業が社会課題の解決に十分な成果をあげているか。	○		○
⑦波及可能性	ビジネスモデルを他地域等に転用、移転することが可能か。		○	○
⑧事業性	ビジネスとして対価を得て、採算が取れる状態であるか。 ※採算が取れる状態とは事業収入としてだけでなく、持続可能性の高い寄付収入なども含むものとする。	○	○	○
⑨実現可能性	事業の実現に必要な資源を調達することができているか、又はその見込みを十分に立てられているか。	○	○	
⑩戦略性	中長期的な戦略が立てられ、今後も事業を発展させることが可能か。	○	○	○
⑪持続可能性	安定的に商品やサービスを供給することが可能か。	○	○	○
⑫情報公開	必要最低限の情報公開が行われているか。 ※「必要最低限の情報」とは下記の文書とする。 ・決算書（過去3年分） ・事業報告書（過去3年分） ・定款 ・役員名簿	○	○	○
	下記の情報が積極的に公開されているか。 ・監査報告書（過去3年分） ・予算書 ・事業計画書 ・役員報酬規程 ・職員給与規程 ・役員報酬総額及び報酬を受けている役員の員数 ・職員給与の総額、職員の員数及び職員の平均年齢		○	○
⑬会計処理の適切性	正規の簿記の原則に従い、適正に帳簿の作成が行われている。	○	○	○
	適切な監査が行われているか。	○ モデルのみ	○	○
⑭財務の健全性	直近2期連続で赤字ではないか。	○		○
	収入に占める自己財源の比率は十分であるか。 ※自己財源とは会費収入、事業収入、委託料収入、寄付金収入のことをいう。（補助金収入を除く。）			○

KOBEソーシャルビジネスマーク認証審査基準

【必須条件】：認証を受けようとするものは下記の条件をすべて満たすものでなければならない。

		必須 ※1	スタート	モデル
⑮法令遵守	当該事業が法令に反し、又は公序良俗に反しないか。	○	○	○
	事業実施に必要な法令上の許可、免許等は得られているか。	○	○	○
	適正な税務処理が行われているか。	○	○	○
	社会保険、その他法令に定められた労働環境が整えられているか。	○	○	○
	当該事業又は実施団体に対して監督官庁等から法令に基づく業務改善命令等を受けていないか。	○	○	○
⑯財務の安定性	内部留保が過大又は過少ではないか。 ※過大とは年間総支出額の30%超、過少とは債務超過のことを指す。但し、NPO法人がスタートアップ事業を申請した場合は、今後の収支見込・債務の性質等を踏まえて判断することとする。	○	○	○
⑰暴力団の排除	当該事業又は実施団体に暴力団等が関与していないか。	○	○	○
⑱宗教活動の排除	当該事業又は実施団体が宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものではないか。	○	○	○
⑲政治活動の排除	当該事業又は実施団体が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものではないか。	○	○	○
	当該事業又は実施団体が特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないか。	○	○	○

【採否ラインの目安】

モデル事業については合計点の8割程度とする。
スタートアップ事業については5段階評価項目において3以上の項目が4割以上、もしくは、基準案の合計点の7割程度とする。

※1 認証のためには評価点が1以上であることを必須とする。